

令和7年度大阪府相談支援従事者初任者研修【2日課程】募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が、大阪府からの指定を受け（指定番号1）、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

ケアマネジメントの基本姿勢及び地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得を目的とします。

2 受講対象者

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事しようとする方

3 研修日時・定員

定員：800名

第1・2日	全体講義	Web配信による講義視聴（10講義／13時間程度） 令和7年10月16日（木）10：30 ～ 令和7年10月30日（木）<u>16：30</u> ※期間中夜間視聴可能 <u>【最終日は16：30まで視聴可能】</u>
-------	------	---

- Web配信の講義視聴が可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。
⇒講義視聴に関するインターネット環境の整備やデータ通信費用等については受講者負担
- 長時間の動画視聴の為、Wi-FiもしくはLANケーブル接続環境での視聴を推奨します。
⇒配信方法等の詳細については、受講決定通知（メールにて送付）およびテキスト郵送（受講決定者のご自宅宛）時の同封書類にて案内予定

4 受講費用

15,000円

- 「振込先」「振込方法」等は、受講決定通知とともにメールにて送付します。
なお納付済の受講料については、いかなる理由があっても返金いたしません。
- 領収証は発行しません。金融機関等の「お振込控え」をもって、領収証にかえさせていただきます。
- 振込手数料は受講者にてご負担ください。

5 申込みの流れ

※詳細は当法人ホームページ参照

※実務経験証明書・経歴書等の提出は不要

① 必要書類の準備

- ・「学則」「募集要項」を確認
- ・「受講推薦書」を当法人HPよりダウンロードして必要事項を記入のうえ、PDF・JPEG等にデータ化
- ※サービス管理責任者等として配置予定の事業所から推薦を得る
- 推薦が得られない場合は、申込者氏名・生年月日、自筆署名欄のみ記載したものを用意する



② 当法人HPの「申込フォーム」に必要事項を入力・データ送信

- ・提出書類は、記入・公印押印済の用紙をPDF・JPEG等にデータ化し、申込フォームに添付
- ・入力漏れや添付書類に不備があった場合は、申込受付ができません
- ・添付書類は必ずカラーのデータを添付してください（モノクロは受付できません）



③ 研修事務局より自動配信メール送信（申込受付完了）

- ・メールが届いていない方は、受付が完了していない場合があります



④ 研修事務局よりメールにて、申込者に受講可否通知を送付（8月20日（水）頃 送付予定）

※受講決定者 ⇒ 「受講決定通知」等を送付

※受講いただけない方 ⇒ 「受講不可通知」を送付

受付締切日時：令和7年7月18日（金）16：30

※受付締切日時までに研修事務局に届いたもののみ受け付けます。

6 受講者の決定及び通知

- ・ 受講の可否については、8月20日（水）頃までに、申込フォームにてご入力いただいたメールアドレス宛にお知らせします。 電話・メール等でのお問い合わせには一切お答えできません。
- ・ 8月21日（木）までに 届かない場合は、研修事務局にお問合せください。
申込状況等により、送付日が前後する場合があります。

7 受講者選考について

受講決定は先着順ではありません。

- ・ 受講申込者が定員を超えた場合は「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて、以下の優先順位の通り受講を決定します。
- ・ 大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を先に選考し、定員に余裕があれば他府県に配置予定の受講申込者を選考します。
- ・ 受講者選考は、受講申込者が事業所に配置（従事）される状況に基づき決定します。
申込フォームの「従事する予定の事業所について」「事業開始及び相談支援専門員としての配置について」欄は、必ず配置（従事）予定の事業所に状況を確認の上ご入力ください。
- ・ 受講申込者が退職した場合、法人の推薦は無効となります。

◆優先順位について◆

① 【指定権者に変更届出書等を提出し、受理されているもの】

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置されている又は配置される予定者として指定権者に変更届出書等を提出し、受理された者

② 【基礎研修修了後、既に 1 人目のサービス管理責任者等が配置されている事業所等に人員基準を満たすため、2 人目以降のサービス管理責任者等として当該年度及び翌年度に配置予定のもの】

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）に定めるサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所等において当該サービス管理責任者等に加えて、当該年度に基礎研修を修了する者を配置することにより当該年度及び翌年度の人員基準を満たす者

③ 【基礎研修修了後、1 人目のサービス管理責任者等として実践研修修了後に配置予定の者のうち、配置予定年度が早いもの】

当該年度の基礎研修を修了後、6 ヶ月以上又は 2 年以上の相談支援業務又は直接支援業務に従事し、実践研修修了後に 1 人目のサービス管理責任者等として開設を予定している事業所又は既存の事業所に配置予定の者のうち配置予定年度が早い者（令和 5 年度以降の落選回数を加味する。）

④ 【交代要員】

サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとする者

⑤ 【その他】

上記以外で受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする

8 研修の修了及び修了証書

- Web 配信による講義動画を全て視聴し、講義についてのレポート等を提出された方に、戸籍上の氏名による修了証書を交付します。期日までにレポート等の提出が無い（内容不良含む）場合は交付できません。
- レポートの提出期限及び修了証書の送付日等については、受講決定通知にてお知らせします。
- お申込み内容及び講義についてのレポート等に虚偽が判明した場合は、受講決定や研修修了の取り消し等の措置をとることがあります。

9 お問い合わせ先

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

大阪府相談支援従事者研修事務局

電話：072-724-8167 （受付時間：平日 9：30～17：00）

問い合わせフォーム（法人HP）：<https://osj.or.jp/trainfo/soudanshien>